

(表面)

別記様式第1号(第2条関係)

入園(所)申込書

年 月 日

住所

保護者

氏名

(電話番号 )

名寄市長 様

名寄市立認定こども園、名寄市東保育所への入園(所)について次のとおり申し込みます。

入園(所) 児童	氏名(ふりがな)	生年月日	性別	備考
			男・女	
入園(所) を希望する 施設名	第1希望	(希望理由)		
	第2希望	(希望理由)		
保育の利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日			
保育の利用を必要とする理由	両親等:( )、( )			

○入園(所)児童の家庭の状況

区分	(ふりがな) 氏名	入園(所) 児童との 続柄	生年月日	性別	勤務先 または 就学先	課税の有無	備考
						前年度分 市町村民税	
入園(所) 児童の 世帯員				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
				男・女		有・無	
生活保護の状況	適用なし 適用あり( 年 月 日保護開始)						

同意書

入園(所)申請及び毎年度の利用者負担額の決定にあたり、名寄市が私と私の同一世帯員全員の課税状況を関係部署と協議の上調査することに同意します。

申請者

※市記載欄	入園(所)の承諾申込み	保育の利用の可否	保育利用期間	保育利用基準の番号
		要・否 (理由)	自 年 月 日 至 年 月 日	両親等:( ) ( )
		年 月 日承諾	入園(所)施設 備考	

備考 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄には記入する必要がありません。字は楷書ではっきりと書いてください。

(裏面)

## 記入上の注意事項

この入園(所)申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ市役所に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園(所)を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「入園(所)児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「入園(所)を希望する施設名」は希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由(例えば、既に兄弟が入所している為、距離が近い為等)を記入して下さい。
- 3 「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの下記4の保育の必要性の認定事由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。
- 4 保育の必要性の認定については、下表に掲げる事由に該当する場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、( )内に両親(両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者)が下表の(1)から(8)までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。(例えば(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、(3)では保護者の具体的な状況等、(4)では看護している病人等の傷病名や治療見込み期間等、(5)では災害の程度・復旧の見込み期間等、(8)では具体的な事情)  
なお、具体的な状況を確認できる書類についても添付して下さい。
- 5 「入園(所)児童の世帯員」の欄は、入園(所)児童本人以外の入園(所)児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入してください。)及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で入園(所)児童の他に施設に入園(所)している者がいる場合は、当該施設名を「備考」に記入して下さい。
- 6 名寄市立認定こども園及び名寄市東保育所への入園(所)については、入園(所)できる基準に該当しない為に入園(所)が認められない場合、希望者が多数いるため希望する施設へ入園(所)できない場合、施設へ入所できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。

### 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定については、小学校就学前子どもの保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合です。

- (1) (就労) ひと月48時間以上労働することが常態でありその児童の保育ができない場合
- (2) (妊娠・出産) 妊娠・出産の前後でその児童の保育ができない場合
- (3) (保護者の疾病) 疾病、負傷、心身の障がい等によりその児童の保育ができない場合
- (4) (親族の介護等) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護しており児童の保育ができない場合
- (5) (災害復旧) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧によりその児童の保育ができない場合
- (6) (求職活動) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っておりその児童の保育ができない場合
- (7) (就学) 就学によりその児童の保育ができない場合
- (8) その他、保育の必要があると認められる場合